

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項について

令和2年7月15日
厚生労働省

【本日特に協議を求める件】

⑧ 収入が大幅に減少しているにもかかわらず、支援が十分でない個人・企業への追加対策を検討すること。（休業手当が受けられない学生バイト、融資が受けられない企業等）

○ 学生バイトも含め、事業主の指示により休業している労働者に対しては、以下の取組により、雇用維持を支援しているところであり、引き続きしっかりと対応してまいりたい。

- ・ 雇用調整助成金の日額上限を1万5千円に引き上げる等これまで累次の特例を実施するとともに、経済団体に対して、雇用調整助成金を活用し従業員の休業手当をしっかりと支払い、雇用の維持に努めていただくよう要請を行ったところ。

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の実績

（令和2年7月13日現在）

- ・ 支給申請書提出件数 460,664 件
- ・ 支給決定件数 327,782 件
- ・ 支給決定額 2,566 億円（7月10日まで）

- ・ 雇用調整助成金の申請事務の負担や資金繰り等の面から休業手当が支払われない中小企業の労働者が、自ら申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を創設し、7月10日からまずは郵送による申請受付を開始したところ。

○ 小学校休業等対応助成金・支援金は、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者を支援するものであり、より活用がすすむよう、支給対象期間を9月30日まで延長するとともに、4月1日以降に取得した休暇について、助成金については1日当たりの支給上限額を15,000円に引き上げ、支援金についても1日当たりの支給金額を7,500円に引き上げたところである。こうした点も積極的に周知広報し、1日も早く支援が届くよう、迅速な支給に努めてまいりたい。

○ アルバイトの学生等を含め、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により、当面の生活費が必要な方については、緊急小口資金等の特例により、必要な貸付を行っている。

【本日特に協議を求める件】

- ⑧. 収入が大幅に減少しているにもかかわらず、支援が十分でない個人・企業への追加対策を検討すること。（休業手当が受けられない学生バイト、融資が受けられない企業等）（金融庁）

（回答）

- 金融庁としては、民間金融機関に対し、新規融資を積極的に実施するなど、事業者等の資金繰り支援を繰り返し要請してきたところ。
- こうした要請が着実に実行されるよう、取組状況を特別ヒアリングで確認することとしているところ、特別ヒアリングの結果、例えば、
- ・ 返済財源等に見通しが立たない場合においても、一旦、6ヵ月程度の短期資金の貸出で対応し、その後の資金面・事業面でどのような対応策が考え得るか、事業者とともに検討する
- などの事例も見られ、金融庁では、こうした好事例をまとめて公表し、他の民間金融機関も参考にしよう促している。
- 金融庁としては、こうした事業者支援のため、民間金融機関が、顧客事業者に寄り添って、きめ細かな相談対応を行い、地域の関係機関等とも連携しつつ、「実質無利子・無担保」の制度融資を含め、迅速な融資を行うなど、事業者をしっかりと支援するよう、民間金融機関に対し一層の取組みを促してまいりたい。

新型コロナウイルス対策等に関する要望事項
(経済産業省分)

令和2年7月15日

⑧収入が大幅に減少しているにも関わらず、支援が十分でない個人・企業への追加対策を検討すること。(休業手当が受けられない学生バイト、融資が受けられない企業等)

(回答)

- ・ 戦後最大とも言える危機に際して、令和2年度第一次補正予算では、
 - ① 極めて厳しい状況にある事業者に過去に例のない現金給付を行う持続化付金や、
 - ② 実質無利子・無担保かつ最大5年間元本返済据え置きの融資などの強力な資金繰り支援を行っている。

- ・ 加えて、第二次補正予算では、
 - ① 地代や家賃の負担を軽減するため、借り主に最大600万円の家賃支援給付金を創設するとともに、
 - ② 政府系金融機関や官民ファンドを通じて、劣後ローンや出資など、資本性の資金による支援を行う。
 - ③ さらに現在行っている、実質無利子融資制度の貸付上限引き上げや持続化給付金の予算の積み増しなどを行うとともに、持続化給付金の給付対象を拡大し、申請の受付を開始した。

- ・ まずは、これらの支援策を迅速にお届けしていきたい。その上で、引き続き、全国におけるコロナの影響や経済情勢などを注視し、必要な対応は検討していく。

- ⑧ 収入が大幅に減少しているにもかかわらず、支援が十分でない個人・企業への追加対策を検討すること。（休業手当が受けられない学生バイト、融資が受けられない企業等）

(答)

1. 文部科学省としては、アルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者を支援するため、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しました。
2. 本給付金については、当面困っている学生を緊急に支援するため、支援が必要な学生に対して順次支給しており、1次推薦の締切である6月19日までに推薦いただいた約24万件について、既に支給を完了したところです。
3. さらに、一次推薦では推薦できなかったものの、各大学等において支援が必要と判断している学生の数を調査した上で、7月3日に開始した2次推薦において、大学等の実情を踏まえた配分額を提示したところです。
4. 引き続き、迅速かつ確実に支援が行き渡るよう努めるとともに、学業の継続が困難と認められる学生の支援に万全を期してまいります。

要望事項8について

令和2年7月15日
内閣府経済財政運営担当

- ⑧収入が大幅に減少しているにもかかわらず、支援が十分でない個人・企業への追加対策を検討すること。(休業手当が受けられない学生バイト、融資が受けられない企業等)

政府としては、各種支援策を必要とされる方々のお手元に迅速にお届けすることで、雇用・事業・生活を守り抜いていきます。その上で、状況の変化に応じ、臨機応変な対応ができるよう第2次補正予算において特別予備費を10兆円積み増しました。引き続き、内外における感染症の状況、経済の動向を注意深く見極め、必要な場合には、時機を逸することなく臨機応変に対応してまいります。